

鹿苑のあり方等検討部会及びワーキンググループの検討結果

1. 鹿苑のあり方等検討部会、ワーキンググループにおける検討結果

令和 5 年 12 月に開催された鹿苑のあり方等検討部会及び令和 6 年 2 月に開催された鹿苑のあり方等検討ワーキンググループにおける検討結果を表 1 に示す。

表 1 鹿苑のあり方等検討部会及びワーキンググループにおける検討結果

検討内容	検討結果
奈良市指導書に対する愛護会の回答	回答内容について助言を行った。
検討課題の整理	<p>「奈良のシカ」の保護管理、鹿苑収容個体、農業被害の現状を整理した上で、</p> <p>① 鹿苑の特別柵のあり方と飼育環境の改善策の検討</p> <p>② 緩衝地区（C 地区）における農作物被害防止対策の検討を進めることとした。</p> <p>検討にあたっては、全体構想検討 WG、保護計画検討 WG、管理計画検討 WG と連携、情報共有を行いながら進める。</p> <p>①については、「奈良のシカ」が野生動物であることを踏まえた鹿苑内のシカの管理方針を検討する。</p> <p>②については、奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 期）の変更により、C 地区における被害防除や捕獲のあり方を検討する。</p>

今年度は、鹿苑のあり方等を検討する項目について、以下の 2 点とし、その論点を整理した。

① 鹿苑の特別柵のあり方と飼育環境の改善策の検討

鹿苑に収容されるシカが野生動物であることを前提に、鹿苑における動物福祉に関する議論を進め、鹿苑の特別柵に収容されるシカの管理方針を検討することとした。

具体的には、鹿苑内の収容頭数に関する現状（収容頭数の季節変化、収容個体の捕獲場所等）や愛護会職員の職務の年間スケジュール等の詳細な情報を整理した上で鹿苑の特別柵に収容されるシカの管理方針を検討する。

② 緩衝地区（C 地区）における農作物被害防止対策の検討

現在、緩衝地区（C 地区）において農作物被害を起こしたシカについて、農家からの通報により奈良の鹿愛護会（以下、愛護会）が緊急出動し、生捕を行い、鹿苑の特別柵に収容・終生飼育することとしている。しかし、緩衝地区（C 地区）において農作物被害が常態化しており、愛護会の緊急出動による捕獲や鹿苑の特別柵に収容されるシカが今後も増加することが懸念される。

このため、現状では、愛護会による生捕と特別柵への収容では農林業被害防止のための効果を期しがたいと認められることから、天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準（表 2）のうち、緩衝地区（C 地区）の捕獲に関する基準で示されているように、緩衝地区（C 地区）における具体的な対策を検討するものとする。特に緩衝地区（C 地区）における被害防除や捕獲のあり方、愛護会による緊急出動のあり方等について、対策を検討する。

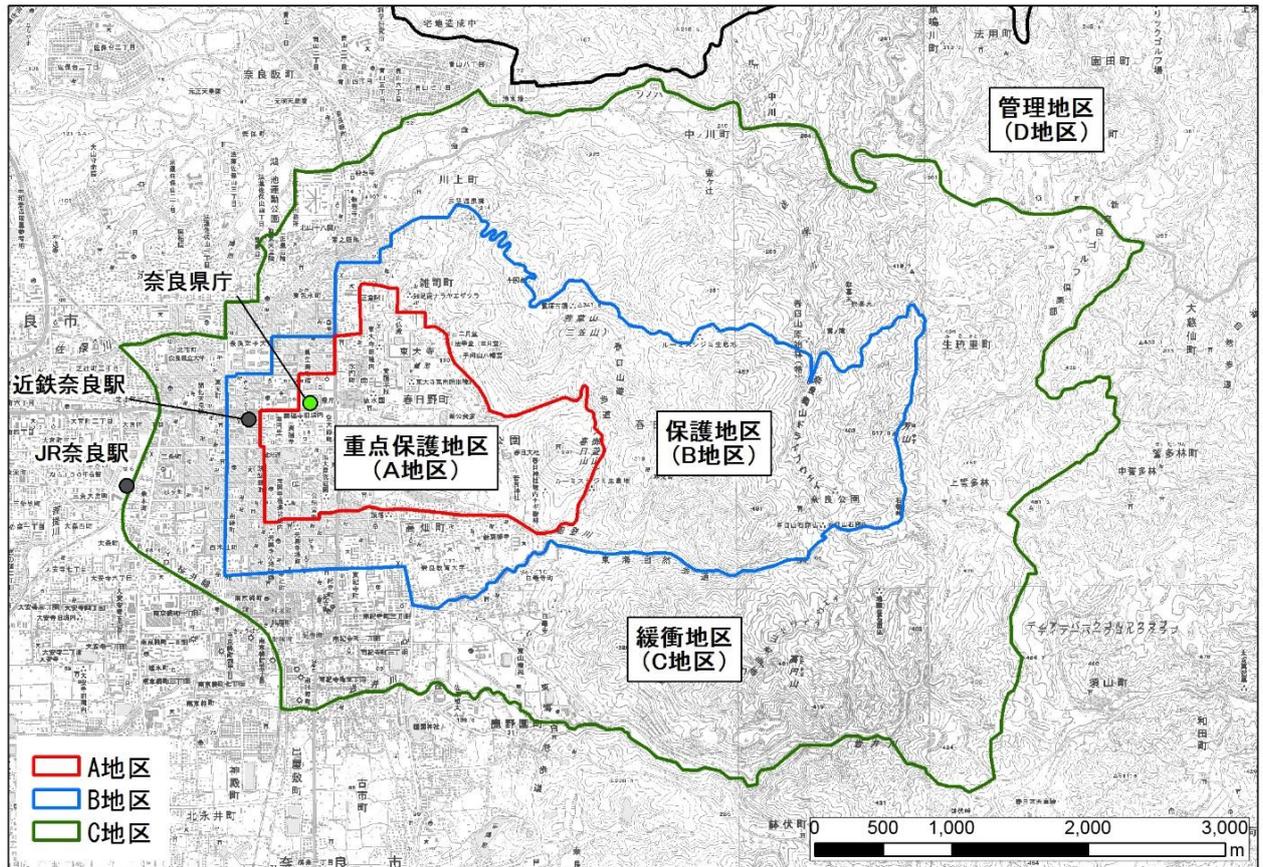


図 1 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理区分の地区区分

表 2 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準

地区区分	実施する対策	保護管理基準	
		保護管理に関する項目	捕獲に関する基準
保護地区	A地区《重点保護地区》 【鹿害防止措置】 ・防鹿柵の設置	①地域内の常時巡視の強化 ②シカの生息状況等の把握 ③人身に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ④傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ⑤危険防止のための角切り ⑥シカとの接し方についての普及啓発 ⑦給餌の規制 ⑧農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑨その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する捕獲柵、麻酔銃等による生捕は許可する 1) 人身等に対する被害を防止するための捕獲 2) 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲 3) 角切りのための一時的捕獲 4) その他シカの保護管理のために必要な捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない
	B地区《保護地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の随時巡視 ②人身、農産物等に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ③傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ④春日山原始林の森林更新を誘導するための防鹿柵の設置 ⑤農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑥その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない。
緩衝地区	C地区《緩衝地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の農地その他の被害多発地域の随時巡視 ②市民からの要請があった場合等における上記B地区の②、③に該当するシカの捕獲、収容 ③農業被害防止のための防鹿柵の設置 ④その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②農林業被害防止のために、上記①の方法では効果を期しがたいと認められる時は、具体的状況に応じ別途検討するものとする。
管理地区	D地区《管理地区》 【鹿害防止措置】 ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	天然記念物保護上支障を及ぼすおそれがない範囲で農林業被害防止のために、第二種特定鳥獣管理計画に基づき加害個体の捕獲を実施する。

※ 愛護会：一般財団法人奈良の鹿愛護会

2. 鹿苑のあり方等検討部会関連の今後のスケジュール

鹿苑のあり方等検討部会は、鹿苑のあり方等について短期的な視点での対策および中・長期的な視点の対策について、1年を目途として検討することとしている。

令和6年度までの鹿苑のあり方等検討部会と奈良のシカ保護管理検討委員会（以下、検討委員会）の開催予定について表3に示す。

なお、鹿苑のあり方等検討ワーキンググループは、鹿苑のあり方等検討部会の検討事項の原案作成にあたって適宜開催する。

表3 鹿苑のあり方等検討部会及び奈良のシカ保護管理検討委員会の開催実績及び予定

検討委員会、鹿苑のあり方等検討部会	開催実績・予定
第1回 鹿苑のあり方等検討部会	令和5年12月21日 実施済
第1回 鹿苑のあり方等検討ワーキンググループ	令和6年2月2日 実施済
第13回 奈良のシカ保護管理計画検討委員会	令和6年3月25日 今回
第2回 鹿苑のあり方等検討部会	令和6年6月
第3回 鹿苑のあり方等検討部会	令和6年9月
第4回 鹿苑のあり方等検討部会	令和6年12月
第14回 奈良のシカ保護管理計画検討委員会	令和7年3月

※鹿苑のあり方等検討ワーキンググループは、部会の検討事項の原案作成にあたって適宜開催する。